

秋田県知事 鈴木 健太

秋田県賃上げ緊急支援金 申請書兼請求書

秋田県賃上げ緊急支援金の支給を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1. 対象事業所数 事業所
※申請対象事業所が1か所の場合は「1」と記載してください。

2. 対象労働者数

| | | | | |
|-------------------------------|----------------------|---|-----------|------------------------|
| ①正規雇用労働者（週平均労働時間30時間以上） | <input type="text"/> | 名 | | |
| ②正規雇用労働者（週平均労働時間20時間以上30時間未満） | <input type="text"/> | 名 | | |
| ③非正規雇用労働者（週平均労働時間20時間以上） | <input type="text"/> | 名 | 合計（①+②+③） | <input type="text"/> 名 |

※申請対象事業所が複数ある場合、別紙（支給対象事業所一覧）に記載の合計申請人数と一致するように記載してください。

3. 支援金申請額 円

※対象労働者数（労働時間週30時間以上の正規雇用労働者）×50,000円、
対象労働者数（労働時間週20時間以上30時間未満の正規雇用労働者）×30,000円、
対象労働者数（労働時間週20時間以上の非正規雇用労働者）×30,000円
※申請上限額：1事業所あたり50万円

4. 申請総括書

| | | | |
|--|--|---|---------------------------------|
| 法人（本社）所在地 | <input type="text"/> | | |
| フリガナ | <input type="text"/> | | |
| 法人名 | <input type="text"/> | | |
| フリガナ | <input type="text"/> | | |
| 代表者の職 | <input type="text"/> | | 代表者氏名 |
| 業種 ※主たる事業1つを選択 ※中小企業基本法第2条第1項に掲げる中小企業者の該当する大分類を選択してください。 | <input type="checkbox"/> A. 農業・林業 | <input type="checkbox"/> K. 不動産業、物品賃貸業 | 担当者等の欄に、行政書士と、申請者の担当の名前等を併記します。 |
| | <input type="checkbox"/> B. 漁業 | <input type="checkbox"/> L. 学術研究、専門・技術サービス業 | |
| | <input type="checkbox"/> C. 鉱業、採石業、砂利採取業 | <input type="checkbox"/> M. 宿泊業、飲食サービス業 | |
| | <input type="checkbox"/> D. 建設業 | | |
| | <input type="checkbox"/> E. 製造業 | | |
| | <input type="checkbox"/> F. 電気・ガス・熱供給・水道業 | | |
| | <input type="checkbox"/> G. 情報通信業 | | |
| | <input type="checkbox"/> H. 運輸業、郵便業 | | |
| | <input type="checkbox"/> I. 卸売業、小売業 | | |
| | <input type="checkbox"/> J. 金融業、保険業 | | |
| 資本金 | <input type="text"/> | | 万円 |
| 担当者氏名 | 代理申請 行政書士 ○○ ○○、 △△社総務課 ○○ ○○ | | |
| 担当者メールアドレス | xxxx@zzzz.jp xxxx@yyyy.com | | |
| 担当者電話番号（日中連絡先） | 018-860-xxxx 018-862-xxxx | 常時使用する労働者数※ | 人 |
| 確認事項 | 他の支援金や補助金を受給していますか <input type="checkbox"/> はい ・ <input type="checkbox"/> いいえ | | （「はい」と答えた方） 支援金または補助金の名称 |

人件費を含む運営費補助などを公的機関から受けている場合、支援重複により対象外となる可能性があります。（詳細はFAQを御参照ください。）

※労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」とし、以下①から④に該当しない者の人数

- ①会社役員、個人事業主 ②日々雇い入れられる者 ③2ヶ月以内の期間を定めて使用される者
④季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて使用される者

5. 宣誓・同意事項

次の項目に宣誓又は同意する場合に、チェック印（）を入れてください。
（支給申請には、全ての項目にの印が必要です。すべての項目にがない場合、支給はできません。）

- 本支援金の対象となった賃金の引上げについて、引上げ後1年間は、引上げ後の賃金水準の賃金を継続して支払います。
- 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者であって、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条に規定する法人のうち、公益法人等、協同組合等及び普通法人に該当します。※

※ 次の①から⑤のいずれかに該当するものは除く。

- ① 構成員相互の親睦、連絡及び意見交換等を主目的とするもの（同窓会、同好会等）
- ② 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とするもの
- ③ 特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの（後援会等）
- ④ 法人格のない任意団体、政治団体、宗教団体、運営費の過半を公的機関から得ている法人等
- ⑤ みなし大企業

- 秋田県内に本社又は主たる事業所がある、若しくは支店・営業所等の事業所が県内にいる法人に該当します。
- 県内の事業所に常時使用する労働者を1人以上雇用しています。
- 申請日時点において、秋田県税に未納はありません。
- 過去に国・都道府県・市区町村等の助成事業等において、不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことはありません。
- 過去5年間に重大な法律違反等※はありません。

※ 重大な法律違反等とは、以下の場合が該当します。

違法行為による罰則の適用を受けた、労働基準監督署により違反の事実が検察官に送致された、消費者庁の措置命令を受けたなど。

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていません。
- 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条第1号から同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員でなく、経営に暴力団等が事実上参画していません。
- 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生または更生手続きを行っている者に該当しません。
- 運営費の過半について、国又は地方公共団体からの補助や助成を受けていません。
- 本支援金の支給対象となる従業員の賃上げについて、今後1年間、国や県による他の補助金や助成金の交付を受けません。
- 本支援金の支給対象となる従業員の賃上げのうち、1時間当たりの賃金を1,000円から1,031円に引き上げた部分について、今後1年間、「介護職員等処遇改善加算」を財源として充てません。（介護施設を運営する事業所の皆様）
- 現時点で、事業所内の全ての労働者の1時間当たりの賃金が1,031円以上です。
また、特定最低賃金が適用される労働者については、令和8年3月31日に発効する当該特定最低賃金額以上です。
- 支援金の申請に当たり、もし申請書の記載等に虚偽が判明した場合は、支援金額確定の取消、支援金の返還等に応じます。
- 上記すべての項目に虚偽がないことを誓い、内容に同意したうえで申請します。
また、秋田県や事務局から報告・立会検査の求めがあった場合は速やかに応じます。

6. 必要書類

- (1) 支給対象労働者一覧（様式第3号）
※複数事業所について申請される場合、様式3は「事業所ごと」の作成をお願いします。
- (2) 対象労働者に係る労働条件変更通知書の写し
- (3) 賃金台帳の写し（賃金改定月及び賃金改定月の前月分）
- (4) 口座振替依頼書または口座振替依頼書兼委任状
- (5) 別途指定する金融機関の「振込依頼書」及び支援金振込先の支援金振込先の口座に関する情報（金融機関名、口座番号、名義人等）が分かる書類（預金通帳の写し等）
- (6) 履歴事項全部証明書（申請日から3か月以内のもの）